

承第2号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、軽自動車税環境性能割の廃止、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の変更など必要な措置を講じることにつき、令和8年度の課税事務上、急を要するため

橿原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市条例第 1 9 号

橿原市税条例の一部を改正する条例

橿原市税条例（昭和 3 1 年橿原市条例第 3 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（納税証明事項） 第 1 9 条の 3 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 2 0 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 若しくは第 4 6 条の 5（第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 4 7 条の 4 第 1 項（第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 4 8 条第 1 項（法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。）、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、<u>第 8 1 条の 6 第 1 項</u>、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 1 9 条第 1 項、第 1 2 0 条の 1 2 第 3 項又は第 1 2 4 条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあった	（納税証明事項） 第 1 9 条の 3 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 2 0 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 4 0 条、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 若しくは第 4 6 条の 5（第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 4 7 条の 4 第 1 項（第 4 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 4 8 条第 1 項（法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。）、第 5 3 条の 7、第 6 7 条、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 1 9 条第 1 項、第 1 2 0 条の 1 2 第 3 項又は第 1 2 4 条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長され

改正前	改正後
ときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)	た納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)

改正前	改正後
(軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> 2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</u> 3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u>	(軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> 2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u>
(軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444</u>	(軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲） <u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。</u> （1）・（2） （略） <u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>（1） 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>（2） 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u>	（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲） <u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> （1）・（2） （略）

改 正 前	改 正 後
<u>（３） 法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの １００分の３</u> <u>（環境性能割の徴収の方法）</u> <u>第８１条の５ 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>（環境性能割の申告納付）</u> <u>第８１条の６ 環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる３輪以上の</u> <u>軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式</u> <u>による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>２ ３輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第４５４条</u> <u>第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号</u> <u>の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u> <u>第８１条の７ 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項</u> <u>について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、１０</u> <u>０，０００円以下の過料を科する。</u> <u>２ 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その</u> <u>発布の日から１０日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u> <u>第８１条の８ 市長は、公益のため直接専用する３輪以上の軽自動車又は第９０条第１項</u> <u>各号に掲げる軽自動車等（３輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対して</u> <u>は、環境性能割を減免する。</u>	

改正前	改正後
<u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> (種別割の課税免除) 第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (種別割の賦課期日及び納期) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。 (種別割の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<u>第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2	(軽自動車税の課税免除) 第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 (軽自動車税の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<u>第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2

改正前	改正後
輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (種別割に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略) 2・3 (略) (種別割の減免) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において	輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略) 2・3 (略) (<u>軽自動車税</u>の減免) 第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合にお

改正前	改正後
は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	いては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項<u>ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項<u>ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車	(1)～(6) (略) 3 (略) 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項<u>ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項<u>ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車

改正前	改正後
又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 ８・９ （略） 附 則 <u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> <u>第４条の３ 平成２０年度から平成２８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成１１年から平成１８年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第５条の４第６項に規定するところにより控除すべき額（第３項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合における第３４条の８及び第３４条の９第１項の規定の適用については、第３４条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第４条の３第１項」と、同項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第４条第１項」とする。</u> <u>３ 第１項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の３月１５日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第５条の４第９項</u>	又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 ８・９ （略） 附 則

改 正 前	改 正 後
<u>の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>第4条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第4条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第4条の3の2第1項</u>」とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第5条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	<u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> <u>第4条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第4条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第4条の3第1項</u>」とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第5条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

改 正 前	改 正 後
2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、<u>附則第4条の3の2第1項</u>及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 4 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 5 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 8 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9・10 (略)	2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 4 <u>法附則第15条第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 7 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 8・9 (略) 10 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。

改正前	改正後
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同

改正前	改正後
項各号のいずれに該当するか の別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補	項各号のいずれに該当するか の別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補

改正前	改正後
助金等 (6) (略) 13・14 (略) 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に</u>	助金等 (6) (略) 13・14 (略) 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動</u>

改 正 前	改 正 後
<u>規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別 (4) ～ (6) (略) 第9条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> 第12条の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> 2 <u>県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> 3 <u>県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通</u>	<u>等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4) ～ (6) (略) 第9条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第１２条の４ 市長は、当分の間、第８１条の８の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第１２条の５ 第８１条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第１２条の６ 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> <u>第１２条の７ 営業用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</u>	

改 正 前			改 正 後		
れ同表の右欄に掲げる字句とする。					
第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>			
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>			
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>			
2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（軽自動車税の税率の特例） 第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中			2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の</u>		

改正前	改正後
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の

改正前	改正後
土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の3 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の3 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に

改正前	改正後
(1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) (略) 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税について</u>は、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1	<u>適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) (略) 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について</u>は、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項

改正前	改正後
項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の5 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の5 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

改正前	改正後
合計額」とする。 (3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第18条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特	(3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第18条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特

改正前	改正後
別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条 （略） 2～4 （略） 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） （略）	特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条 （略） 2～4 （略） 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） （略）

改 正 前	改 正 後
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、<u>附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

改正前	改正後
合計額」とする。 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34	(3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の

改正前	改正後
条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

改正前	改正後
第21条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規	第21条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び附則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第3

改 正 前	改 正 後
定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)	4条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の2及び附則第14条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（橿原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 橿原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年橿原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 第1条～第5条 （略） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る橿原市税条例第82条及び附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 第7条 （略）	附 則 第1条～第5条 （略） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る橿原市税条例第82条及び附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 第7条 （略）

承第3号

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 子ども・子育て支援法等及び地方税法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加など必要な措置を講じることにつき、令和8年度の課税事務上、急を要するため

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市条例第 2 0 号

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檜原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年檜原市条例第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

改 正 前	改 正 後
(2) ・ (3) (略) 2 ～ 4 (略) (基礎課税額に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、国民健康保険課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を課税標準としてこれに次条の税率を乗じて算定する。 2 (略)	(2) ・ (3) (略) <u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> 2 ～ 4 (略) <u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</u> (基礎課税額に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、国民健康保険課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を課税標準としてこれに次条の税率を乗じて算定する。</u> 2 (略) <u>(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)</u> <u>第8条の2 第2条第5項の所得割額は、国民健康保険課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を課税標準とし、これに次条の税率を乗じて算定する。</u>

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）<u>並びに</u>介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をい	<u>(子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率)</u> 第8条の3 <u>子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 所得割額 100分の0.31</u> <u>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について1,700円</u> <u>(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について200円</u> (国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）<u>、介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の合算額とする。</u> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をい

改正前	改正後
う。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～オ （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ （略）	う。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～オ （略） <u>カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について1,190円</u> <u>キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国民健康保険課税18歳以上被保険者1人について140円</u> （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ （略） <u>カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被</u>

改正前	改正後
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)・(2) （略）	<u>保険者1人について850円</u> <u>キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国民健康保険課税18歳以上被保険者1人について100円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） <u>カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について340円</u> <u>キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国民健康保険課税18歳以上被保険者1人について40円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)・(2) （略） <u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均</u>

改正前	改正後
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び</u>被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>及び</u>被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （2）～（6） （略）	<u>等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 <u>ア</u> 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円 <u>イ</u> 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円 <u>ウ</u> 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円 <u>エ</u> アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （2）～（6） （略） <u>（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た

改 正 前	改 正 後
附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主等が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第	額 (8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> 4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「18歳未満被保険者」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額 (前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u> 附 則 1・2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主等が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第

改正前	改正後
5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

改正前	改正後
5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主等が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主等が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正前	改正後
8 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利	8 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利

改正前	改正後
子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額	子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当

改正前	改正後
（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条	等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7

改 正 前	改 正 後
及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	条、<u>第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の橿原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。